

第2項 指定水防管理団体の水防用備蓄器具、資材の基準

指定水防管理団体（市町）は、おおむね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長およそ2キロメートルについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場を設け、次の器具資材を準備しておくものとする。

| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
|------|--------|---------|-------|
| くわ | 20丁 | 杭（長さ5m） | 20本 |
| つるはし | 5丁 | 杭（長さ3m） | 40本 |
| 掛矢 | 5個 | 杭（長さ2m） | 80本 |
| 鋸 | 20本 | ロープ | 550kg |
| おの | 5個 | ブルーシート | 200枚 |
| スコップ | 35丁 | 鎌 | 100挺 |
| ハンマー | 7個 | 11番鉄線 | 50kg |
| ペンチ | 5個 | 14番鉄線 | 30kg |
| 土のう袋 | 2,200俵 | 照明用具 | 若干 |

第3項 ため池管理者の水防資材・器具の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材・器具を備蓄しなければならない。

第4項 民間水防用資器材の確認

出水期において土木建築事務所長及び水防管理者は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する商社、店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知

第1項 水位の通報及び公表（法第12条）

- 1 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）
水防管理者、国又は都道府県は、水防団待機水位（通報水位）を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。
*水防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）
国又は都道府県は、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を公表する。
*氾濫注意水位（警戒水位）は、水防団の出動の目安となる水位
- 3 水位の通報方法
 - (1) 国の機関が行う通報
岩国土木建築事務所長は、小瀬川について、国土交通省太田川河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、岩国市危機管理課及び和木町水防本部に通報する。
防府土木建築事務所長は、佐波川について、国土交通省山口河川国道事務所から洪水予報の通知を受けたときは、直ちにその旨を県庁河川課、防府市水防本部、山口市水防本部、山口市徳地総合支所水防本部、防府警察署及び山口警察署へ通報する。
 - (2) 都道府県が行う通報及び公表
水位の連絡系統については、第5節水位、雨量等の連絡系統「3雨量、水位の連絡系統」及び「4雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したときに必要に応じて行うものとなる。
- 4 欠測時等の措置
国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じてその状況を関係機関等に速やかに周知する。
欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

第2項 洪水予報（法第10条、第11条）

1 洪水予報の内容

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

| 種類 | 発表基準 |
|-------------------|---|
| 氾濫注意情報 （洪水注意報） | 基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、 または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき |
| 氾濫警戒情報 （洪水警報） | 基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき 、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき |
| 氾濫危険情報 （洪水警報） | 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ） |
| 氾濫発生情報 （洪水警報） | 氾濫が発生したとき、または、氾濫が継続しているとき |

2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項）

(1) 洪水予報を行う河川名、実施区間

| 水系名 | 河川名 | 実施区間 | 基準地点 |
|-------|-----|---|---------------|
| 小瀬川水系 | 小瀬川 | 左岸 広島県大竹市小方町小方字安条山650番の1 地先から海まで 右岸 山口県岩国市小瀬字深瀬3354番地先から海まで | 小川津 両国橋 |
| 佐波川水系 | 佐波川 | 左岸 山口市徳地堀字土井の内2356の1地先から海まで 右岸 山口市徳地堀字北野835地先から海まで | 堀 漆尾 新橋 |

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

| 河川名 | 観測所名 | 所在地 | 水防団待機 水位 (m) | 氾濫注意 水位 (m) | 避難判断 水位 (m) | 氾濫危険 水位 (m) |
|-----|------|--------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 小瀬川 | 小川津 | 岩国市小瀬字小川津 | 2.60 | 4.00 | 5.70 | 6.20 |
| | 両国橋 | 岩国市小瀬字墨屋堂 | 2.80 | 3.90 | 4.40 | 4.90 |
| 佐波川 | 新橋 | 防府市新橋町 | 2.70 | 3.40 | 4.20 | 4.60 |
| | 漆尾 | 山口市徳地伊賀地上沖の原 | 2.30 | 3.40 | 3.60 | 4.00 |
| | 堀 | 山口市徳地堀 | 2.00 | 3.00 | 3.90 | 4.30 |

(3) 洪水予報の担当官署

| 河川名 | 担当官署 |
|-----|-----------------------------|
| 小瀬川 | 太田川河川事務所 広島地方气象台、下関地方气象台 |
| 佐波川 | 山口河川国道事務所 下関地方气象台 |

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表20のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表形式イメージ 付表20

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表21（佐波川洪水予報実施要領 付表2、付図2）、付表22（小瀬川水系洪水予報実施要領 付表2、付図2）のとおり定める。

◇参照 佐波川洪水予報実施要領 付表21
小瀬川水系洪水予報実施要領 付表22

(6) 情報システム障害時の措置

山口河川国道事務所と下関地方气象台の資料の交換については、FAX又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、佐波川は山口河川国道事務所及び下関地方气象台、小瀬川は太田川河川事務所及び下関地方气象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

（注）情報システム：山口河川国道事務所と下関地方气象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

3 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報（法第 11 条）

(1) 予報実施区域及び基準地点

| 水系名 | 河川名 | 実施区域 | 基準地点 |
|-------|-----|--|----------|
| 錦川水系 | 錦川 | 岩国市美川町足谷川の合流点から 岩国市生見川の合流点まで | 南桑 |
| | 錦川 | 左岸 岩国市下字井応木13番6地先から河口まで 右岸 岩国市行波字貞清278番2地先から河口まで | 臥龍橋 |
| | 門前川 | 岩国市錦川からの分派点から河口まで | |
| 樫野川水系 | 樫野川 | 山口市杖坂川の合流点から河口まで | 鱒石 朝田 |
| | 仁保川 | 左岸 山口市仁保下郷字長田1554番2地先から樫野川への合流点まで 右岸 山口市仁保下郷字名字河内2008番3地先から樫野川への合流点まで | 御堀橋 |
| 厚東川水系 | 厚東川 | 宇部市厚東川ダムから河口まで | 持世寺 |
| 島田川水系 | 島田川 | 左岸 周南市大字小松原字筏場7番4地先から河口まで 右岸 周南市大字小松原字城山810番2地先から河口まで | 島田 |

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

| 河川名 | 観測所名 | 所在地 | 水防団待機 水位 (m) | 氾濫注意 水位 (m) | 避難判断 水位 (m) | 氾濫危険 水位 (m) |
|-----|------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 錦川 | 南桑 | 岩国市美川町南桑字滝の上3452番1 | 3.50 | 4.70 | 6.00 | 6.60 |
| | 臥龍橋 | 岩国市錦見3203番地 | 3.50 | 4.20 | 4.80 | 5.30 |
| 樫野川 | 鱒石 | 山口市惣太夫町261-2 | 1.20 | 2.00 | 2.10 | 2.60 |
| | 朝田 | 山口市朝田2726地先 | 3.10 | 3.80 | 5.00 | 6.10 |
| 仁保川 | 御堀橋 | 山口市大内御堀字下千坊4714-7 | 2.00 | 2.20 | 2.40 | 2.60 |
| 厚東川 | 持世寺 | 宇部市大字吉見字中野瀬 | 3.80 | 5.00 | 5.10 | 5.50 |
| 島田川 | 島田 | 光市三井8丁目 | 2.40 | 3.00 | 3.40 | 4.40 |

(3) 洪水予報の担当官署

| 河川名 | 担当官署 |
|-----|----------------------|
| 錦川 | 岩国土木建築事務所 |
| 門前川 | 下関地方气象台 |
| 樫野川 | 防府土木建築事務所 |
| 仁保川 | 下関地方气象台 |
| 厚東川 | 宇部土木建築事務所 下関地方气象台 |
| 島田川 | 周南土木建築事務所 下関地方气象台 |

(4) 洪水予報の発表形式

洪水予報の発表形式は、付表 20 のとおり定める。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表 20

(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、付表 23（錦川水系錦川及び門前川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）、付表 24（樫野川水系樫野川及び仁保川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）、付表 25（厚東川水系厚東川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）、付表 26（島田川水系島田川の洪水予報実施要領 付表 2、付図 2）のとおり定める。

(6) 洪水予報の伝達方法

土木建築事務所長は、洪水予報を発するときは、洪水予報用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し伝達するものとする。

◇参照 洪水予報の発表イメージ 付表 20

(7) 情報システム障害時の措置

土木建築事務所と下関地方气象台の資料及び予報文案の交換については、FAX 又は電話等により必要に応じ、適宜通報する。

また、障害時の部外機関への伝達については、土木建築事務所及び下関地方气象台のそれぞれが定める方法により確実に行う。

（注）情報システム：山口県と下関地方气象台間にオンラインで接続された情報処理システムのこと。

第 3 項 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知（法第 13 条）

1 水位情報の内容

国土交通省又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位

(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

2 国の機関が行う水位情報の通知(法第13条第1項)

国が指定する河川について氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは都道府県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

なお、山口県における国管理河川(小瀬川及び佐波川)については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われない。

3 都道府県が行う水位情報の通知(法第13条第2項)

都道府県が指定する河川について、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定め、河川の水位がこれに達したときは関係市町の長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

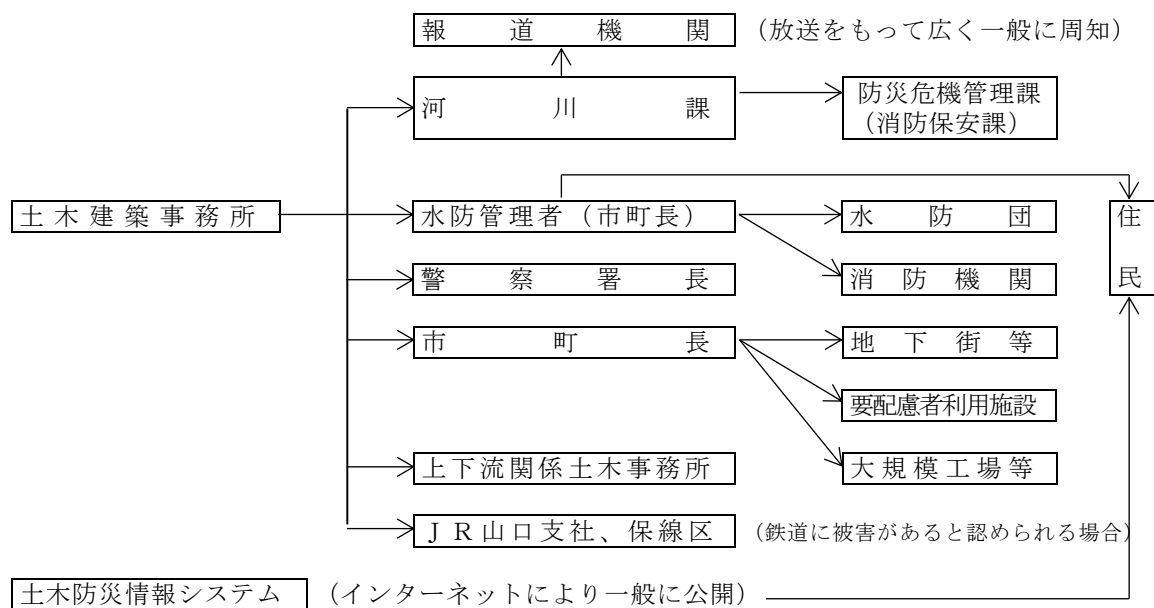
(1) 水位周知河川

知事が水防警報を発する河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定める河川(水位周知河川)とする。

◇参照 知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位周知河川・海岸及び洪水予報河川区域 付表5

(2) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報の伝達方法

土木建築事務所長は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を通知するときは、水位周知用紙をメールで関係機関に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、防災行政無線(地上系、衛星系)などを利用し、伝達するものとする。

◇参照 水位周知用紙 付表6-2

第8節 水防警報

水防警報(法第2条、第16条)

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

1 国土交通大臣が発する水防警報(法第16条第1項、第2項)

防府土木建築事務所長は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から佐波川について、岩国土木建築事務所長は、太田川河川事務所長から小瀬川について、それぞれ水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を関係水防管理者及び県庁河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

◇参照 国土交通大臣が発する指定河川及び区域 付表3
水防警報用紙(国) 付表4

2 知事が発する水防警報(法第16条第1項、第3項)

知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

知事が発する水防警報は、土木建築事務所長(岩国港湾管理事務所、周南港湾管理事務所及び宇部港